

令和7年度 教育・保育施設利用現況届(2・3号認定)

記入例

(宛先)上越市長

子ども・子育て支援法第22条の規定に基づき、現況について届出します。

代表保護者氏名を記入してください。

代表保護者氏名:

上越 太郎

記入日	令和 7 年 7 月 1 日	
利用中の施設名	フリガナ	ショウエツ ソラ
	氏名	上越 空
	マイナナンバー	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
現住所	〒 943 - 8601	電話番号
	上越市 木田1丁目1番3号	自宅 025 - * * * - * * *
		携帯 090 - * * * - * * *
令和7年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ、または上越市内の別の住所 ☒ 上越市外(住所: 東京 (都)・道・府・県 品川 市・区・町・村、該当者(保護者):(父)・母・その他()) ※注1 ☐ 海外(国名) ※注2	

※注1:令和7年1月1日現在の住所が市外で、入園日以後の住所地も単身赴任の場合は「マイナンバーカードや通知カード等の写し」が必要です。

※注2:海外勤務者で日本での課税がない場合は、「令和6年中の所得がわ

令和7年1月1日時点の住所が上越市外の場合は、必ず記入してください。

① 世帯の状況

(児童と同一世帯の家族(本児を除く。生計が同一の別居の子どもを含む。)及び同一住所に居住する家族等について、7月1日時点での状況を記入してください。)

児童との続柄	フリガナ	性別	生年月日	勤務先・学校・保育園など ※注1	別居の子ども(生計同一) ※注2
父	氏名	男	昭和・平 57年 8 月 3 日	(株)〇〇〇〇	-
	ジョウエツ タロウ 上越 太郎				
母	ジョウエツ ハナコ 上越 花子	女	昭和・平 57年 3 月 3 日	△△スーパー 〇〇店	-
	ジョウエツ カイ 上越 海				
兄	昭和・平・令 17年 7 月 4 日	男・女	◇◇大学		☒
姉	昭和・平・令 25年 5 月 9 日	男・女	◎◎小学校		☐
弟	昭和・平・令 □□保育園	男・女			☐
祖父	昭和・平・令 29年 6 月 7 日	男・女			☐
祖母	昭和・平・令 25年 9 月 5 日	男・女			☐
	昭和・平・令 年 月 日	男・女			☐
	昭和・平・令 年 月 日	男・女			☐
	昭和・平・令 年 月 日	男・女			☐

※注1:兄弟が幼稚園(1号認定を受けていない場合)、特別支援学校幼稚園、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している場合、「在園証明書」が必要です。

※注2:生計が同一の別居の子どもがいる場合、生計が同一であることの証明が必要です。(保険証や資格確認書の写しなど)

※「生計が同一」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合です。

市処理欄(※記入不要です。)					
給付認定			保育料算定		
確認	変更の有無	システム入力	点検	システム入力	点検
/	/	/	/	/	/

裏面あります。

次の②③④の項目に該当する方は、保育料の軽減又は給食費の免除となる場合があります。
必要事項を記入の上、必要書類を添付してください。

記入例

② ひとり親家庭の該当の有無（該当する項目にチェック☑してください。）

☐ 該当 ・ ☒ 非該当

※「ひとり親家庭」とは、同一住所に父または母と子のみが居住している家庭を指します。世帯分離をしている場合でも、同一住所の祖父母等がいる場合は、「ひとり親家庭」には該当しません。また、父または母が、単身赴任等で別居している場合であっても、「ひとり親家庭」には該当しません。

③ 手帳等の所持状況（生計が同一で該当する方がいる場合は記入してください。）

氏名	児童との続柄	該当する手帳等 ※
上越 一郎	祖父	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☒ 障害基礎年金(障害厚生年金)
		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 障害基礎年金(障害厚生年金)

※生計が同一で、「障害基礎年金(障害厚生年金)」及び「その他」に該当する方がいる場合、「該当する証書等の写し」が必要です。

④ 生活保護の適用状況（該当する項目にチェック☑してください。）

☐ 適用あり(年 月 日保護開始) ・ ☒ 適用なし

生計が同一で、「障害基礎年金(障害厚生年金)」及び「その他」に該当する方がいる場合、「該当する証書等の写し」が必要です。

⑤ 保育を必要とする事由（該当する項目にチェック☑し、提出時点での状況を記入してください。）

保護者氏名 個人番号(マイナンバー)12桁	児童との続柄	保育を必要とする事由
上越 太郎	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子どもの継続利用 ☐ その他() ☐ 該当なし
上越 花子	母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子どもの継続利用 ☐ その他() ☐ 該当なし

「保育を必要とする事由」にチェック☑した人は、「保育を必要とする事由を

(※「保育を必要とする事由を証明する書類(証明書類)」とは、「A 就労証明書」または「B 申立書」のいずれかです。)

ただし、令和7年4月1日以降に「証明書類」を提出した人で、その後内容に変更がなかった人は次の該当する項目にチェック☑してください。

※「A 就労証明書」の場合は、書類の右上にある証明日が令和7年4月1日以降の

4月1日以降に
☐ 途中入園の手続きにて、「証明書類」を提出したため
☐ 教育・保育給付認定変更申請の手続きにて、父の「証明書類」を提出したため
☐ 教育・保育給付認定変更申請の手続きにて、母の「証明書類」を提出したため
※父または母のいずれか一方のみ「証明書類」を提出した場合は、提出していない人の「証明書類」が必要です。

保育を必要とする事由を証明する書類(証明書類)」とは、「A 就労証明書」「B 申立書」のいずれかです。

このケースの場合、太郎(父)は、「A 就労証明書」、花子(母)は、「B 申立書」と「母子手帳の写し」の提出がそれぞれ必要です。

※「育休からの復職証明書」は、証明書類にはなりません。

⑥ 利用時間区分（希望する項目にチェック☑してください。）

※利用時間は保護者の就労時間や送迎時刻等を認定基準に照らして決定しますので、希望する項目にチェックしてください。

☒ 保育標準時間(最長11時間) ・ ☐ 保育短時間(最長8時間)

保育を必要とする事由が、「就労」または「就学」の方のみ送迎時刻を記入してください。(利用時間区分の認定の際に加味されることがあります。)

⑦ 保育園・認定こども園への送迎時刻（保育を必要とする事由が就労または就学の場合は記入してください。）

自宅の出発時刻及び 保育園・認定こども園への到着時刻	送り	自宅から保育園・認定こども園	保育園・認定こども園から勤務先
		午前 7 時 15 分～午前 7 時 30 分	午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分
	迎え	勤務先から保育園・認定こども園	☐ 通園バスを利用
		午後 5 時 30 分～午後 6 時 00 分	